

長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 用語の定義 (5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。</p> <p>3 対象工事 令和6年4月1日以降に起工する営繕工事に適用する。 ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。</p> <p>4 発注方式 次の①または②のいずれかによるが、設計金額が2,500万円以上の建築一式工事、1,500万円以上の電気設備工事や機械設備工事、若しくは防水・塗装・屋根・板金工事、解体工事は①の方式を基本とする。 ①発注者指定方式 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式 ②受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式 (注)上記の設計金額は、5積算方法（1）補正方法①4週8休以上で積算したものとする。</p> <p>5 積算方法 (1) 補正方法 建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。 週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。 ①4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上） 1. 05 ②4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 1. 03 ③4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 1. 01 (2) 積算及び変更方法</p>	<p>長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 用語の定義 (5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3 対象工事 令和3年4月1日以降に起工する営繕工事のうち、発注者において選定した工事に適用する。</p> <p>4 発注方式 受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式）を基本とする。</p> <p>5 積算方法 (1) 補正方法 建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。 週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。 ①4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上） 1. 05 ②4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 1. 03 ③4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 1. 01 (2) 積算及び変更方法</p>

長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>①発注者指定方式 4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。 現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。</p> <p>②受注者希望方式 4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。 現場閉所(現場休息)の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p> <p>6 対象工事である旨の明示 (略)</p> <p>7 現場閉所(現場休息)の確認方法等 (5) 週休2日実施証明書の発行(長崎県建設工事成績評定要領(建築工事)対象工事のみ) ①週休2日を実施し、4週6休以上の現場閉所(現場休息を含む)を達成した場合は、週休2日実施証明書を発行する。ただし、発注者指定方式において4週8休を達成しなかった場合は、4週6休以上の現場閉所(現場休息を含む)を達成していても発行しない。 ②証明書の発行は、工事成績評定通知と合わせて発行する。 ③証明書の様式は、別添1のとおり。</p> <p>付則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する営繕工事から適用する。</p>	<p>現場閉所(現場休息)の状況を確認後、(1)①から③までの現場閉所(現場休息)の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。 なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む)については、変更の対象としない。</p> <p>6 対象工事である旨等の明示 (略)</p> <p>7 現場閉所(現場休息)の確認方法等 (5) 週休2日実施証明書の発行(長崎県建設工事成績評定要領(建築工事)対象工事のみ) ①週休2日を実施し、4週6休以上の現場閉所(現場休息を含む)を達成した場合は、週休2日実施証明書を発行する。 ②証明書の発行は、工事成績評定通知と合わせて発行する。 ③証明書の様式は、別添1のとおり。</p> <p>付則 この要領は、令和5年4月1日以降に完成検査を行う工事から施行する。</p>